

## 『労働者派遣事業関係業務取扱要領』の変更に伴う修正箇所

※第2刷より反映

### P.30 最終行に挿入

(j) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 108 条、第 109 条、第 110 条（同法第 44 条の規定に係る部分に限る。）、第 111 条（第 1 号を除く。）及び第 112 条（第 1 号（同法第 35 条第 1 項の規定に係る部分に限る。）及び第 6 号から第 11 号までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第 113 条の規定

※これに伴い、P.31 の (j) は (k) に変更

### P.39 iiiの前に挿入（下から 10 行目と 11 行目の間）

なお、派遣労働者が段階的かつ体系的な教育訓練を受講するためにかかる交通費については、派遣先との間の交通費より高くなる場合には派遣元事業主において負担すべきものであること。

### P.49 上から 11 行目

((a)、(b) 及び (c) については、b に該当する小規模派遣元事業主を除く。) を削除

### P.50 下から 13 行目

【訂正前】小規模派遣元事業主に係る財産的基礎に関する判断については以下のとおりとする。

【訂正後】小規模派遣元事業主であって a の (a)、(b) 又は (c) の要件を満たさない者に係る財産的基礎に関する判断については以下のとおりとする。

### P.50 下から 9 行目に挿入

(当該申請について、平成 30 年 9 月 29 日までに事業主管轄労働局に対して新規許可の申請を行い、当該申請が受理されている者も含む。)

### P.50 下から 6 行目

【訂正前】平成 27 年 9 月 30 日から当分の間の措置として、1 つの事業所のみを有し、

【訂正後】平成 27 年 9 月 30 日から当分の間の措置として、1 つの事業所（労働者派遣を実施する事業所のみではなく、当該事業主の労働者の勤務する場所又は施設を含む。）のみを有し、

### P.51 下から 10 行目

【訂正前】1 つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が 5 人以下

【訂正後】1 つの事業所（労働者派遣を実施する事業所のみではなく、当該事業主の労働者の勤務する場所又は施設を含む。）のみを有し、常時雇用している派遣労働者が 5 人以下

#### **P.55 上から 13 行目**

【訂正前】派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別個に管理されること等

【訂正後】派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報について、労働者派遣事業又は職業紹介事業の業務の目的の達成に必要な範囲でこれを収集し、当該収集の目的の範囲内でこれを保管及び使用されるよう管理されること等

#### **P.55 下から 9 行目**

【訂正前】派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報が別個に作成され別個に管理されること。

【訂正後】派遣労働者に係る個人情報と求職者に係る個人情報について、職業紹介事業又は労働者派遣事業のいずれの業務に使用することを目的として収集されたものであるかを明確にして管理されること。

#### **P.55 下から 7 行目**

【訂正前】派遣の依頼者に係る情報と求人者に係る情報が別個に管理されること。

【訂正後】派遣の依頼者に係る情報と求人者に係る情報について、職業紹介事業又は労働者派遣事業のいずれの業務に使用することを目的として収集されたものであるかを明確にして管理されること。

#### **P.29～59**

上記追加と行調整に伴い、前後のページに行が移動します。